



平成 20 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社アーバンコーポレイション
代 表 者 代表取締役社長 房 園 博 行
(コード番号 8868 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 宮 地 典 之
T E L : 0 3 - 5 2 2 6 - 9 0 0 0

(訂正)「2010 年満期転換社債型新株予約権付社債の発行(第三者割当)のお知らせ」 の一部訂正及び営業外損失の発生について

平成 20 年 6 月 26 日に発表した「2010 年満期転換社債型新株予約権付社債の発行(第三者割当)のお知らせ」(以下「本件お知らせ」といいます。)に関連して、下記の通り訂正すべき事項があり、また、お知らせすべき営業外損失の発生がありますので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 「2010 年満期転換社債型新株予約権付社債の発行(第三者割当)のお知らせ」の一部訂正

【訂正箇所】

2. 調達する資金の額及び用途

(2) 調達する資金の具体的な用途

(訂正前)

本件取引により調達する資金につきましては、財務基盤の安定性確保に向けた短期借入金を始めとする債務の返済に使用する予定であります。

(訂正後)

本件取引により調達する資金につきましては、割当先との間で締結するスワップ契約に基づく割当先への支払に一旦充当し、同スワップ契約に基づく受領金を財務基盤の安定性確保に向けた短期借入金を始めとする債務の返済に使用する予定であります。

【訂正の理由】

当社は、BNP Paribas S.A. (以下「BNP パリバ」といいます。)を割当先として 2010 年満期転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)を発行するに際して、発行時の

状況下における資金調達及び資本充実の高度な必要性等を踏まえ、BNP パリバと協議の上、BNP パリバとの間で、平成 20 年 6 月 26 日及び 7 月 8 日にそれぞれスワップ契約（以下あわせて「本件スワップ契約」といいます。）を締結しております。本件スワップ契約によれば、当社は、同年 7 月 11 日に、BNP パリバに 300 億円を支払うものとされております。一方、BNP パリバは、当社に対し、同年 6 月 27 日以降、所定の方法で計算された当社の出来高加重平均株価の 90%に所定の方法で計算された株数を乗じた金額を各営業日に支払うものとし、さらに、最終支払として、当社に対し、平成 22 年 7 月 11 日に、当社が当初支払った 300 億円から、本新株予約権付社債の行使価格 344 円に所定の方法で計算された株数を乗じた額を減じた額を支払うものとされております。その他本件スワップ契約の概要については、別紙「BNP パリバとのスワップ契約書概要」をご参照ください。

当社は、上記のとおり、本新株予約権付社債により調達した 300 億円を一旦本件スワップ契約に基づく BNP パリバに対する当初支払に充当しつつ、上記のような本件スワップ契約の特徴から当該支払後直ちに日々相当額の支払が BNP パリバから短期間でなされることを想定し（当時の株式出来高から 7 月 8 日付スワップ契約に基づく BNP パリバからの支払は 1 ヶ月程度ですべて行われると想定）、当該支払を受ける都度短期借入金を始めとする債務の返済に使用することとしていたために、本件お知らせにおいては、かかる最終の用途のみを開示いたしました。

しかしながら、本件スワップ契約において、出来高加重平均株価の算定の基礎となる当社株式の価格に一定の下限が設定されていたところ、当社の市場株価が本件スワップ契約締結時の当社の想定を超えて大幅に下落したため、本日までの本件スワップ契約に基づく BNP パリバから当社に対する支払額は、当社の当初の想定を大幅に下回っています。そして、本日別途公表した「当社の民事再生手続開始の申立て等に関するお知らせ」のとおり、当社は本日民事再生手続開始の申立てを行いました。当該申立ては、本件スワップ契約の終了原因に該当し、その結果、本件スワップ契約に基づく BNP パリバからの支払いを当初の想定どおり当社債務の返済に充当することもできないことが確定するとともに、本件スワップ契約に基づき当社に 58 億円の営業外損失が発生することが確定しました。

かかる現状を前提に再検討を行った結果、当社として、本件お知らせについて上記の通り訂正をすべきであると判断したものであります。

2．営業外損失の発生とその概要

上記の通り、当社の市場株価が当社の想定を超えて大幅に下落し、また当社の民事再生手続開始の申立てにより本件スワップ契約が終了した結果、当社に 58 億円の営業外損失が発生しました。

【添付資料】

BNP パリバとのスワップ契約書概要

以上

スワップ1 (VWAP 連動型)	
取引形態	ISDA Master Agreement に基づくスワップ取引
決済方法	差金決済
カウンターパーティー	株式会社アーバンコーポレイション (以下「UC」) および BNP Paribas S.A. (以下「BNPP」)
取引日	2008年6月26日
開始日	2008年6月27日
終了日	2008年7月11日
対象株式	UC 普通株式
CB	2008年7月11日にUCにより発行される予定の、対象株式を転換対象とする 2010年7月償還の転換社債型新株予約権付社債(クーポン2.5%)
取引所	東京証券取引所
営業日	東京における銀行の営業日
計算代理人	BNPP
変動支払	
変動支払者	BNPP
変動支払日	各計算日の3営業日後の日、ただし開始日において決定された変動支払額に 限り翌営業日とする
変動支払額	VWAP の 90% × 対象株数
計算日	計算期間中の各営業日
計算期間	開始日(同日を含む)から始まり、以下のいずれか早い日(同日を含む)に 終わる期間。 i) 累積支払金額が 25 億円に達した時点、ii) 累積対象株数が最大株式数に 達した時点、または iii) 終了日の 3 営業日前の日
対象株数	各計算日においてヘッジ比率に取引株数を乗じて計算される株数。 ただし、最終計算日における対象株数は、以下で定義される株数のいずれか 少ない株数とする。i) 累積対象株数が最大株数を超える場合、最大株数と 最終計算日の直前の計算日における累積対象株数との差、ii) 変動支払額の 累計額が 25 億円を超える場合、25 億円と最終計算日の直前の計算日における 累積支払金額の差額を最終計算日の VWAP の 90% で除した株数、iii) ヘッ ジ比率に最終計算日における取引株数を乗じて計算される株数。
ヘッジ比率	各計算日において BNPP が決定する比率であり、VWAP が CB 転換価額を下回る 場合は 12% ~ 18% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場 合、15% とみなす)、VWAP が CB 転換価額以上の場合は 12% ~ 24% (ただし、 BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、18% とみなす) の範囲で 決定される。
CB 転換価額	CB の発行要項で定義される転換価額 (344 円)

取引株数	各計算日の取引所の普通取引における対象株式の取引株数から下限株価未満での取引を除外した株数
累積対象株数	計算期間において決定された対象株数の合計額
最大株数	650万株。ただし、BNPPは当該株数を増加することが可能
VWAP	各計算日において対象株式が下限株価以上で取引した取引のみから計算した売買高加重平均株価。ただし、最終計算日に限り、VWAPの計算は以下のうちいずれか早い時点で終了する。i) 下限価額以上で取引した取引のみから計算した取引株数が、最大株数と最終計算日の直前の計算日における累積対象株数との差をヘッジレシオで除して得られる株数に達した時点、ii) 下限価額以上で取引した対象株式の売買金額が、25億円と最終計算日の直前の計算日における想定元本総額の差額を当該計算日のヘッジレシオの90%で除して得られる金額に達した時点、iii) 取引所の取引終了時点。
下限株価	300円
最終支払	UCは終了日にCB転換価額と累積対象株数の積に等しい金額を支払う

スワップ2 (VWAP連動アモチ型)

取引形態	ISDA Master Agreementに基づくスワップ取引
決済方法	差金決済
カウンターパーティー	株式会社アーバンコーポレイション (以下「UC」) および BNP Paribas S.A. (以下「BNPP」)
想定元本	300億円からスワップ1の終了時支払金額を差し引いた金額
取引日	2008年7月8日
開始日	2008年7月11日
終了日	2010年7月12日
想定元本	(i) 開始日においては300億円からスワップ1の最終支払金額を差し引いた金額、(ii) 以降は「想定元本の減額」により調整された金額
対象株式	UC普通株式
CB	2008年7月11日にUCにより発行される予定の、対象株式を転換対象とする2010年7月償還の転換社債型新株予約権付社債(クーポン2.5%)
取引所	東京証券取引所
営業日	東京における銀行の営業日
計算代理人	BNPP
早期解約	CBがその条件に従い早期償還された場合、本取引はBNPPによる想定元本の102.5%の支払により早期解約される
当初支払	UCは開始日に開始日における想定元本の100%を支払う
変動支払(1)	
変動支払者	BNPP
変動支払日	各計算日の3営業日後の日

変動支払額	VWAP の 90% × 対象株数
計算日	計算期間における毎営業日
計算期間	開始日の翌営業日(同日を含む)から始まり、i) 想定元本がゼロとなった日、または ii) 終了日の 3 営業日前のいずれか早い日(同日を含む)に終わる期間
対象株数	各計算日においてヘッジ比率に取引株数を乗じて計算される株数。 ただし、最終計算日における対象株数は、以下で定義される株数のいずれか少ない株数とする。 i) 累積対象株数が最大株数を超える場合、最大株数と最終計算日の直前の計算日における累積対象株数との差、 ii) ヘッジ比率に取引株数を乗じて計算される株数。
ヘッジ比率	各計算日において BNPP が決定する比率であり、VWAP が CB 転換価額を下回る場合は 12% ~ 18% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、15%とみなす) VWAP が CB 転換価額以上の場合は 12% ~ 24% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、18%とみなす) の範囲で決定される。
取引株数	各計算日の取引所の普通取引における対象株式の取引株数から下限株価未満での取引を除外した株数
累積対象株数	計算期間において決定された対象株数の合計額
最大株数	開始日における想定元本を CB 転換価額で除して得られる株数
VWAP	各計算日において対象株式が下限株価以上で取引した取引のみから計算した売買高加重平均株価。ただし、最終計算日に限り、VWAP の計算は以下のうちいずれか早い時点で終了する。 i) 下限価額以上で取引した取引のみから計算した取引株数が、最大株数と最終計算日の直前の計算日における累積対象株数との差をヘッジレシオで除して得られる株数に達した時点、または ii) 取引所の取引終了時点。
想定元本の減額	各計算日において想定元本は CB 転換価額と当該計算日における対象株数の積だけ減額される
CB 転換価額	CB の発行要項で定義される転換価額 (344 円)
下限株価	250 円
変動支払(2)	
変動支払者	BNPP
変動支払日	2008 年 1 月 11 日に始まり 2010 年 7 月 11 日に終わる 1 月 11 日および 7 月 11 日
変動支払額	想定元本の 2.5%
最終支払	BNPP は終了日に想定元本の 100%を支払う

スワップ 2 に関しては以下の変更を行っております。

2008 年 7 月 10 日付変更

計算期間	開始日(同日を含む)から始まり、i) 想定元本がゼロとなった日、または ii) 終了日の 3 営業日前のいずれか早い日(同日を含む)に終わる期間
------	--

下限株価	250 円。ただし、開始日は 175 円とする。
------	--------------------------

2008 年 7 月 11 日付変更

ヘッジ比率	<p>各計算日において BNPP が決定する比率であり、VWAP が CB 転換価額を下回る場合は 12% ~ 18% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、15%とみなす)、VWAP が CB 転換価額以上の場合は 12% ~ 24% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、18%とみなす) の範囲で決定される。</p> <p>但し、2008 年 7 月 14 日までは VWAP が CB 転換価額を下回る場合は 6% ~ 18% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、15%とみなす)、VWAP が CB 転換価額以上の場合は 6% ~ 24% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、18%とみなす) の範囲で BNPP により決定される。</p>
下限株価	250 円。ただし、2008 年 7 月 14 日までは 175 円とする。

2008 年 7 月 17 日付変更

ヘッジ比率	<p>各計算日において BNPP が決定する比率であり、VWAP が CB 転換価額を下回る場合は 12% ~ 18% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、15%とみなす)、VWAP が CB 転換価額以上の場合は 12% ~ 24% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、18%とみなす) の範囲で決定される。</p> <p>但し、2008 年 7 月 14 日までは VWAP が CB 転換価額を下回る場合は 6% ~ 18% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、15%とみなす)、VWAP が CB 転換価額以上の場合は 6% ~ 24% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、18%とみなす) の範囲で BNPP により決定される。</p> <p>さらに、2008 年 7 月 18 日から 7 月 25 日の間は VWAP は 6% ~ 10% (ただし、BNPP が計算日において比率を決定しなかった場合、8%とみなす) の範囲で BNPP により決定される。</p>
下限株価	250 円。ただし、2008 年 7 月 14 日までおよび同年 7 月 18 日から 25 日までは 175 円とする。